

令和6年度米原市こども誰でも通園制度試行的事業の実施について

■事業実施に当たって

国において、全ての子どもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度(仮称)」）の創設が検討されている。

本事業は、令和6年度の国の試行的事業実施にあたり、米原市が応募した結果、採択され実施するもの。令和6年4月26日現在、全国で115自治体が採択を受け実施される。滋賀県内では米原市のみが採択を受けた。令和6年度の試行的事業に係る経費については、国の補助金を活用する。

＊令和6年度予算 歳入：1,947千円 国庫補助金（補助率3/4）
歳出：3,311千円 民間園委託料 1,796千円
公立園人件費 1,515千円

■事業目的と内容

本事業は、保育所等に通園していない市内在住の生後6か月から満3歳未満の子どもを対象に、市内2施設において、月10時間までの預かりを行うことで、子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整え、子どもの成長とその保護者の育児を支援する制度である。

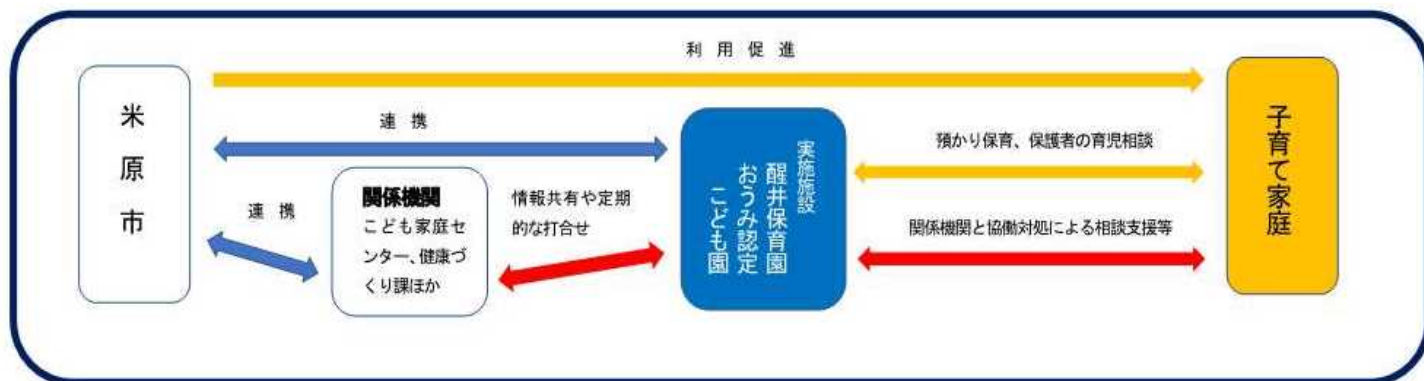
＊実施施設：醒井保育園、おうみ認定こども園

■事業概要

別紙のとおり

■本事業を必要とする保護者への周知

- ・育児への負担感、悩みを抱えている家庭で本事業を活用してもらえるよう、妊娠・出産期から子育て中の世帯を対象とした総合相談窓口であるこども家庭センターと連携して推進する。
- ・毎月開催のこども家庭センター会議において、健診等を通して子どもと関わる保健師、未就園児家庭を訪宅する地域子育て支援センター職員、家庭に関する相談を受ける家庭児童相談員が連携し、対象家庭への案内、利用に向けた支援を行う。
- ・市公式WEBサイト、各園や関係機関でのチラシ等設置、健診時に保護者にチラシを渡すなど周知を行うほか、それぞれの関係課・関係機関において相談等を行うなかで、必要とされている方に本事業の利用を案内し、利用につなげる。



■米原市の未就園児の状況（令和6年4月1日現在）

年齢	人口	就園児数	就園率	未就園児数
0歳児	212人	20人	9.4%	192人
1歳児	211人	134人	63.5%	77人
2歳児	246人	182人	73.9%	64人
合計	669人	336人	50.2%	333人

■今年度のスケジュール

- 4月1日 市事業実施要領制定、実施施設（醒井保育園）との委託契約
- 5月1日～ 関係課、関係機関との調整
こども家庭センター、地域子育て支援センター、健康づくり課
- 6月1日～ 事業受付開始
民生委員児童委員協議会へ説明、こども家庭センター会議（月1回）ほか
各園や関係機関でのチラシ等設置、乳幼児健診時にチラシ配布（4か月児健診、10か月健診、1歳8か月健診）、
市公式WEBサイト、市広報7月号掲載、定例記者会見
- 7月1日～ 利用開始
- 10月頃 園から市へ中間報告、国へ中間実績報告
- 随時 子ども・子育て審議会（事業経過・成果等報告）
- 翌年4月10日頃 国へ実績報告提出

【今後の国の動き】

- 令和6年度 総合支援システム構築、制度に係る基準の制定
- 令和7年度 法令制定、総合支援システム運用開始
- 令和8年度 子ども子育て支援法に基づく新たな給付制度開始

■利用状況（令和6年7月9日時点）

- ・醒井保育園においては、令和5年度に未就園児の定期的な預かり事業を利用していた1歳児1名が、本事業を利用している。

令和6年度米原市こども誰でも通園制度試行的事業 6月から受付、7月から利用を開始します！

目的

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的に、子どもの成長とその保護者の育児を支援します。

- ・園での生活を子どもが経験することで、子どもの成長や発達に刺激を与え、子どもの成長を支援します。
- ・子どもの発達や離乳食、子育ての悩みや不安を抱えている保護者に対して、面談・見学・相談等を行い、子どもの成育環境を整える支援をします。

対象児童

市内在住の0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていない乳幼児

＊満3歳になる前日まで利用可能



市公式ウェブサイトはこちら

利用時間

1人当たり月10時間上限（1時間単位の利用）

月曜日～金曜日 9時～16時（土日・祝日除く）



利用料金

400円／時間

＊生活保護世帯は全額免除、市民税非課税世帯は200円／時間



手続き等

利用される施設に直接お申込みください。

実施施設	（私立）醒井保育園	（公立）おうみ認定こども園
利用の手続き	利用希望日の前月10日～15日に申込	利用希望日の前月20日～申込開始 （利用希望日の5日前までに申込）
給食・おやつ その他	園の給食・おやつを希望される場合は、別途、 実費として250円必要です。	・給食・おやつ提供はありませんので、 必要に応じて各自で準備をしてください。 ・親子登園もできます。
相談・申込み先	米原市醒井 547-1 TEL：0749-54-0215 FAX：0749-54-1073	米原市顔戸 199-1 TEL：0749-52-5585（乳児棟） FAX：0749-52-5586

注意事項

- ・初めて利用される場合、事前に実施施設と面接を済ませてください。
- ・原則、利用できる施設は、年間を通して同一の施設となります。利用施設の変更はできません。
- ・利用当日に事前連絡なく利用をキャンセルした場合、そのキャンセルした時間分は事業を利用したものとしますが、利用料は必要ありません。（裏面のキャンセルの取り扱い参照）
- ・園の状況によっては、受入れができない場合があります。
- ・送迎は、各自でお願いします。



キャンセルの取り扱いについて

以下のキャンセルの取り扱いを御確認いただき、同意のうえでご利用ください。

利用施設へ直接連絡のキャンセル期限	3日前	2日前	前日	当日	
				連絡あり	連絡なし
利用料金の支払い	なし	なし	なし	なし	なし
利用日変更 (同月に限る)	可能	可能	可能	可能	利用したものと して扱う
実費負担(給食費、 おやつ代)の支払い	なし	必要	必要	必要	必要

- ・土日、祝日も含めての期限となります(給食やおやつの材料は、計画的に発注しています)。
- ・度重なる予定変更や複数回の無断キャンセルについては、利用をお断りすることがあります。

実施施設のマップ

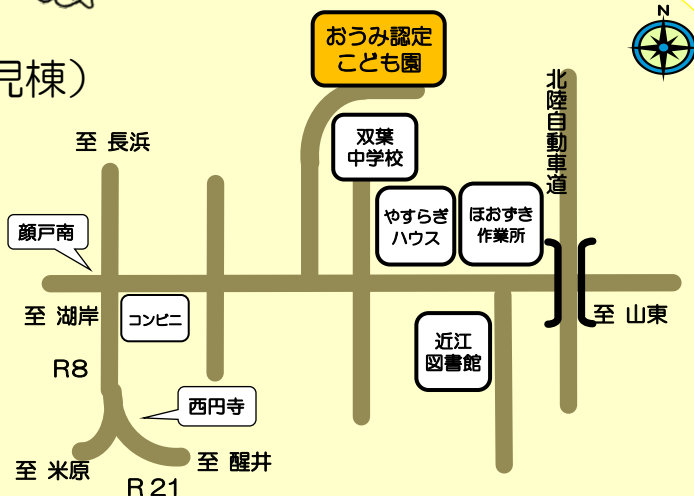


〒521-0072

米原市顔戸 199 番地 1

おうみ認定こども園(乳児棟)

TEL 52-5585 Fax 52-5586



〒521-0035

米原市醒井 547 番地 1

醒井保育園

TEL 54-0215 Fax 54-1073

